平成２３年（フ）第９号
宮城県石巻市蛇田字下谷地６番地６　黒須住宅第１－１号
債務者　及田　　健
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野265番地２サンヒルズ弓場２Ｆ204
債務者　市原　美佳
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３８号
岐阜県可児市土田4267番地175
債務者　岡本　静夫
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３９号
岐阜県可児市土田4267番地175
債務者　岡本美津子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４３号
岐阜県可児市今渡2299番地１　メゾン・ド・タグチⅡ―505
債務者　遠藤　勝則
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第７３号
広島県呉市本通５丁目10番５―403号
債務者　早川めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６０号
山口県山陽小野田市大字東高泊1432番地１パーミィ・アイレットＡ棟202号、旧住所福岡県行橋市門樋町２番18号
債務者　竹中　佳奈（旧姓本城）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第６８号
佐賀県武雄市山内町大字宮野24708番地２
債務者　田代　君子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙1916番地
債務者　久我　秀和
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１５号
金沢市柳橋町チ１番地　ヤナセマンション102号
債務者　西谷　虎信
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１６号
金沢市柳橋町チ１番地　ヤナセマンション102号
債務者　西谷とみ子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８３号
名古屋市西区五才美町243番地　ジュネス加藤１Ｂ号
債務者　田中祥太郎
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８３号
三重県松阪市小野江町569　パークテラス206号室、住民票上の住所三重県津市一志町みのりヶ丘115番地197
債務者　奥田　尚子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
三重県鈴鹿市野町中２丁目11番３号　Ｂｒａｎｃａｓａ C101号、前住所三重県鈴鹿市算所３丁目22番27号
債務者　金井　貴之
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８９号
三重県津市栗真町屋町299番地２、前住所三重県津市島崎町155番地６
債務者　一ノ木大輔
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９２号
三重県鈴鹿市岸岡町589―２　鈴鹿厚生病院内、住民票上の住所三重県四日市市大谷知町2084番地14
債務者　松本　仁志
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９３号
三重県津市安濃町太田1664番地29
債務者　神﨑　壮亮
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所破産係